

製品名	混合ジュース	HS番号	第2009.90号
協定名	日タイ協定	特惠符号 (原産地証明書の記載)	P S (実質的変更基準を満たす産品)
品目別規則	第2009.90号の産品への他の類の材料からの変更 (第7類又は第8類の材料からの変更を除く。)		
概要	<p>材料を確認したところ、原産材料と非原産材料の第20類のジュースを混合していることが判明。第20類の非原産材料については、他の類の材料からの変更が行われていないことから、品目別規則を満たさない。また、当該非原産材料の産品に占める価額割合が7%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。</p> <p>したがって、日タイ協定上のタイ原産品と認められない。</p>		

